年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

香川厚生年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社に おける資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、同年6月の標準 報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月25日から同年7月1日まで

② 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

これらの期間については、事業主より厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人はA株式会社で、昭和55年7月4日から61年6月30日まで継続して勤務していたことが確認でき、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した55年7月に支給された給与から、申立人が当該事業所を離職した61年6月に支給された給与まで継続して厚生年金保険料が控除されている上、社会保険庁が管理するオンライン記録では当該事業所は同年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、法人登記簿謄本では当該事業所は同年7月24日付けで破産宣告(同年7月28日登記)を受けたこととなっており、同年6月30日には法人として存在していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険庁が管理するオンライン記録では申立人のA株式会社の昭和 61 年 5 月の標準報酬月額が 47 万円となっていること、申立人から提出された同年 6 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が標準報酬月額 47 万円に相当する額であることから 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は昭和61年7月24日付けで破産宣告を受けている上、申立期間② 当時の事業主は死亡していることから、申立期間②当時の事情を確認するこ とはできない。

しかしながら、事業主が資格喪失日を昭和 61 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、「休日、有給休暇を挟んだかもしれないが、昭和55年6月末まで在籍していた。」と主張しているものの、株式会社Bの申立期間①当時の代表取締役は「社員が依頼退職をする場合は、本人から「退職願」を提出させ、退職日については本人が申告した日をもって退職日としていたはずである。」旨の供述をしている。

また、申立人から提出された株式会社Bが申立人に交付した昭和55年分給与所得源泉徴収票(写)に記載されている申立人の当該事業所退職日が昭和55年6月25日となっている上、雇用保険の加入記録における申立人の当該事業所の離職日も同年6月25日となっていることから、申立人が当該事業所で同年6月30日まで勤務していたことは確認できない。

さらに、申立人が、「株式会社Bの申立期間①当時の給与支給日は毎月25日であった。」と主張していることから、当該事業所の給与の締め日は毎月25日以前と考えられ、申立人の主張どおり、申立人が昭和55年6月末まで勤務していた場合、同年6月分給与締め日の翌日から同月末までの給与が日割計算で同年7月分として支給されたと考えられるが、申立人からは、当該事業所の同年7月分の給与明細書は提出されておらず、同年6月分の給与明細書の記載内容にも同年7月分の給与が支給された痕跡は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和55年6月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できるものの、申立期間①について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A(現 在は、B株式会社。)における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、 同年7月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

② 昭和46年12月27日から47年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

これらの期間については、事業主より厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、有限会社Aが作成・保管している賃金支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和46年6月1日から同年7月31日までの期間同社に勤務し、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年7月の標準報酬月額については、賃金支払明細書に記載されている報酬月額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和46年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の 告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、社会保険庁が管理するオンライン記録により、申立期間②を含む昭和44年から50年までの期間において、C株式会社を、各年の12月に退職した者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認したところ、12月下旬まで勤務していたと思われる5人すべてが年内に被保険者資格を喪失したこととなっており、同資格の喪失日が翌年1月初旬の日付となっている者は存在しなかったことから、申立人の同資格喪失の取扱いが特別なものであったとは考え難い。

また、申立人がC株式会社に勤務していたことを確認できる雇用保険の加入記録や人事記録等は無い上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。